

## ECO-TOPプログラム認定検討会設置要綱

平成29年10月23日

29環自計第586号

### (目的)

第1条 この要綱は、ECO-TOPプログラム認定要綱（以下「認定要綱」という。）第3条の規定に基づき設置するECO-TOPプログラム認定検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所管事項)

第2条 検討会は、次の事項を所管する。

- (1) 認定要綱第4条に規定する認定に関すること。
- (2) 認定要綱第6条に規定する変更の承認に関すること。
- (3) 認定要綱第7条に規定する認定の更新に関すること。
- (4) その他人材の能力を認証するための人材育成プログラム（以下「ECO-TOPプログラム」という。）の推進のために必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 検討会は、自然環境関連非営利機関・団体等の職員又は役員、自然環境関連部署を有する民間企業社員又は役員、学識経験者それぞれの中から東京都環境局長が委嘱する10名以内の委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 検討会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長)

第5条 検討会に、会長を1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討会の会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (招集等)

第6条 検討会は環境局長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて検討会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 検討会の委員は、委員の職を通じて知り得た秘密を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(開催方法)

第8条 検討会は公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9条 検討会の会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録は公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができます。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、検討会の会議資料について準用する。

(事務局)

第10条 検討会の事務局は東京都環境局自然環境部計画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途、定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。